

## I 基本方針

令和2年度は、社会全体が新型コロナウイルス感染症対策に追われ、地域経済が大きなダメージを受けた年であった。こうした中であっても、法定雇用率が令和3年早々に引き上げられることなどを背景に、厚生労働省による障害者雇用状況集計（令和2年6月1日付）は、都内民間企業に雇用される障害者が前年比で約7千人増加し、実雇用率が2.04%と前年比0.04ポイント上昇する数値を示した。

新型コロナウイルス感染症の事業団運営への影響は大きく、就労希望者の企業面接が延期や中止、さらにリモート実施に切り替わった。又、長期間の自宅待機を余儀なくされる就労者から不安の声が寄せられた。予想もしない環境の変化から就労に向けた意欲が低下したり、生活リズムを崩す怖れがある事業団利用者への支援充実が急務となった。事業団は、オンライン環境を整え、リモートによる定着支援や在宅での職業準備訓練を実施した。

令和3年度は、ウイズコロナ、アフターコロナの中での就労支援となるが、次のことに留意しながら、3年目となる事業推進プランの着実な実現を図る。

まず、本人の障害特性や希望を踏まえつつ、きめ細かな個別支援計画の作成と状況変化に応じた柔軟な改定に心掛け、区内外の関係機関と連携してその実現に取り組む。また、定着支援や就労移行支援などは、これまで同様にリアルな人と人の対話を通しての共感形成を基本としつつ、オンライン活用の更なる充実を図る。また、事業団人材育成計画の推進は、職員参加によるOJTプログラムの作成などを通じて、職員の政策形成能力の向上を図るとともに重度障害のある障害者や就労困難な障害者への就労支援を担うための能力・技能の向上に努める。